

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法

律の施行期日を定める政令要綱

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）の施行期日は、平成三十年二月一日とすること。